7　1の⑽の欄は、1の⑴から⑼までの欄の記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。

8　2の欄は、第26条第3項（第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、工事設計の記載を省略する場合はその旨を記載し、又はその他参考となる事項を記載すること。

9　3の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、その名称を記載し、ふりがなを付けること。

10　4の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、ふりがなを付けること。

11　5の欄は、「何県何市何町何番地何内」のように記載し、ふりがなを付けること。

12　6及び7の欄は、変更の許可の申請又は届出の場合に限り、許可状の記載事項により記載すること。

13　変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所（いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの）を記載するほか、変更後の事項を記載すること（1の⑴から⑼までに変更があつた場合は、1の⑽の欄も記載すること。）。

14　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

15　添付書類の写しは、この様式に定める規格の用紙とする。

（無線設備規則の一部改正）

第三条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第一号中「又は屋内」を「の周波数又は同条第二項第二号に規定する分電盤から負荷側」に改め、同条第二項中「二MHzから三〇MHzまでの周波数を使用する電力線搬送通信設備」を「広帯域電力線搬送通信設備（施行規則第四十四条第二項第二号に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。）」に改める。

第六十条第二号中「二MHzから三〇MHzまでの周波数を使用するもの」を「広帯域電力線搬送通信設備」に改め、⑴を次のように改める。

⑴　伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の㈠から㈣までの各表に定める値以下であること。ただし、通信線又はそれに相当する部分が一の筐体内に収容されている場合は、㈢の規定は、適用しない。

㈠　通信状態における電力線への伝導妨害波の電流

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	三六デシベルから二六デシベルまで※	二六デシベルから一六デシベルまで※
五〇〇kHz以上二MHz以下	二六デシベル	一六デシベル
二MHzを超え一五MHz未満	二〇デシベル（屋内広帯域電力線搬送通信設備（施行規則第四十四条第二項第二号の⑴に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。）にあつては、三〇デシベル）	一〇デシベル（屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつては、二〇デシベル）
一五MHz以上三〇MHz以下	一〇デシベル（屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつては、二〇デシベル）	〇デシベル（屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつては、一〇デシベル）

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

㈡　非通信状態における電力線への伝導妨害波の電圧

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	六六デシベルから五六デシベルまで※	五六デシベルから四六デシベルまで※
五〇〇kHz以上五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

㈢　通信状態における通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	四〇デシベルから三〇デシベルまで※	三〇デシベルから二〇デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	三〇デシベル	二〇デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

㈣　放射妨害波の電界強度

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

第六十二条中「第六十条第二号の規定の適用を受けるものを除く。第六十三条において同じ」を「広帯域電力線搬送通信設備を除く」に改める。

第六十三条中「電力線搬送通信設備」の下に「（広帯域電力線搬送通信設備を除く。）」を加え、同条第二号中「少い」を「少ない」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。